

応急仮設住宅備品の譲与について

1 目的

応急仮設住宅で供与が終了した什器備品(備品)については、これまで退去時の持ち出しが認められていなかったが、不用となる備品の利活用を図り、被災者の生活再建の一助とすることを目的とし、希望により譲与する。

2 譲与開始時期

平成 26 年 6 月 1 日

3 譲与できる什器備品

譲与できる備品は、応急仮設住宅において、退去者自身が使用していたものとする。

県の備品：空調機（エアコン）、ガスコンロ、照明器具、物置、暖房器具、消火器、暖房便座、郵便受け

市の備品：追加エアコン・畳についても、県の備品と同様に扱う。

その他：支援等の備品（日赤からの電化製品や支援団体からもらい受けたもの）は入居者の所有であるので、退去時に持ち出しする。

カーテンについては県の備品であるが、建物ごとにサイズが異なるので存置とする。

4 譲与できる条件

- (1) 譲与を受けることができる者は、譲与開始時期(平成 26 年 6 月 1 日)以降に応急仮設住宅を退去する者
- (2) 原状引き渡しで、かし担保保証無しとする。(本人に現地で譲与し、すでに故障していたり、今後何らかの不都合が生じた場合においても、市では補償や費用負担はしない。)
- (3) 移設費（エアコンや物置の移設、ガスコンロのガスの切替等にかかる費用）は個人負担

5 譲与の手続き

譲与を希望する場合は、事前に申請書等を提出する。

(災害公営住宅への転居の場合は、入居者説明会において申請書等を配付する予定)

6 退去後の再入居に係る備品設置について

備品を譲与した仮設住宅(空室)に、待機世帯や将来の集約により新たな入居が発生する場合、不足する備品を他の空室から移設する必要がある。その場合、容易な移設が可能な備品については維持管理委託業者等により対応できるが、エアコンについては専門業者に委託しなければならないことから、費用が発生する見込みである。

エアコンの移設費用については、1 台当たり約 5 万円と見込んでおり、待機世帯分(現在 70 件)の移設費用約 350 万円については早期に予算化を検討する。

なお将来、仮設住宅集約時において引越費用とともに、エアコン再設置費用も相当額(1,500 万円程度と試算)発生することが想定されることから、これらの費用について、国に対し財源の確保を要望している。